

平成30年第3回（6月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成30年6月5日（火曜日）

議事日程 第1号

平成30年6月5日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 発議第 7号 議員派遣の件について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 平成29年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 3号 平成29年度みなかみ町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 4号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第 6 | 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| | 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第36号 みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第37号 平成30年度消防団員活動服購入事業の購入契約締結について |
| 日程第 9 | 議案第38号 グラウンドゴルフ場整備工事請負契約締結について |
| 日程第10 | 議案第39号 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第8号 町長前田善成君の不信任決議の動議

追加日程第2 閉会中の継続審査・調査申出について

追加日程第3 字句等の整理委任について

出席議員（18人）

1 番	星 野 宗 央 君	2 番	田 村 かつ子 君
3 番	鈴 木 章 二 君	4 番	吉 澤 幸 男 君
5 番	本 多 公 保 君	6 番	栗 原 一 郎 君
7 番	高 橋 久美子 君	8 番	森 健 治 君
9 番	鈴 木 初 夫 君	10 番	石 坂 武 君
11 番	小 林 洋 君	12 番	林 誠 行 君
13 番	中 島 信 義 君	14 番	阿 部 賢 一 君
15 番	山 田 庄 一 君	16 番	久 保 秀 雄 君
17 番	戸 田 宣 男 君	18 番	小 野 章 一 君

欠席議員 な し

会議録署名議員

2 番	田 村 かつ子 君	11 番	小 林 洋 君
-----	-----------	------	---------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高 橋 康 之	書 記 本 間 泉
書 記	田 村 勝	

説明のため出席した者

町 長	前 田 善 成 君	副 町 長	笠 木 淳 司 君
教 育 長	田 村 義 和 君	参 与	田 村 秀 君
会 計 課 長	田 村 雅 仁 君	総 務 課 長	原 澤 志 利 君
総合戦略課長	桑 原 孝 治 君	エコパーク推進課長	高 田 悟 君
税 務 課 長	岡 田 宏 一 君	町民福祉課長	内 田 保 君
子育て健康課長	鈴 木 伸 一 君	生活水道課長	金 子 喜一郎 君
農 政 課 長	松井田 順 一 君	観光商工課長	宮 崎 育 雄 君
地域整備課長	古 川 文 雄 君	教 育 課 長	杉 本 隆 司 君
水 上 支 所 長	林 和 也 君	新 治 支 所 長	原 澤 達 也 君

開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところを定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成30年第3回6月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

本定例会に際し、さきの臨時会において辞職勧告決議を全会一致で可決したこと等も鑑み、町長の挨拶を受けないことといたしましたので、ご承知おきください。

開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小野章一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

2番 田 村 かつ子 さん

11番 小 林 洋 君 を指名いたします。

（「議長」の声あり）

議 長（小野章一君） 16番久保秀雄君。

16番（久保秀雄君） 16番久保であります。

町長前田善成君に対します不信任決議の動議を賛同者の署名を添えて提出いたします。
動議の配付を許可願います。

なお、本動議につきましては、委員会付託を省略し、他の議案に先駆けて先議を求めます。

以上です。

議 長（小野章一君） 暫時休憩いたします。

（9時01分 休憩）

（9時07分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（小野章一君） 今、16番久保秀雄君から動議の提出があり、所定の賛成者がありましたので、この動議については、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により成立いたしました。

資料の配付を許可いたします。

日程の追加について

議長（小野章一君） 本案を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに審議することについて、起立により採決いたします。

本案を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに審議することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野章一君） 起立多数であります。

よって、本案を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに審議することについては可決されました。

追加日程第1 発議第8号 町長前田善成君の不信任決議の動議

議長（小野章一君） 追加日程第1、前田善成君に対する不信任決議案について議題といたします。提出者、16番久保秀雄君により説明を求めます。

16番久保秀雄君。

（16番 久保秀雄君登壇）

16番（久保秀雄君） 16番久保であります。

提案者、久保秀雄。賛同者、阿部賢一、鈴木初夫、高橋久美子、石坂武、吉澤幸男、中島信義、本多公保、小林洋、森健治、山田庄一、10名であります。

代表して私のほうから町長前田善成君の不信任決議案の提案理由の説明をさせていただきます。案文を朗読し、説明にかえさせていただきます。

町長前田善成君に対する不信任決議（案）

5月10日開催された臨時議会において、町長前田善成君に対する辞職勧告決議が全会一致で議決されている。報道等によれば、強制わいせつを視野に捜査が進められているとされ、議会からの再三の退陣要請に対しても拒否し、議会の総意として辞職勧告決議が全会一致で議決されたにもかかわらず、町長の職にとどまる意向を示している。

町長前田君は、議会に対してもブログで説明していると言ってブログの中で自身の一方的な主張を展開して、議会、町民に対して誠意を持って説明しようとしていない。このこ

とは、説明責任を果たさないばかりか、町民に付託された議会を軽視する何ものでもない。

また、各種行事等への参加も拒否され、町民、職員との信頼関係は全く失われている。

町政に対する信頼を回復し、町政の一日も早い正常化を求める。

よって、前田善成君の不信任を決議する。

平成30年6月5日、群馬県利根郡みなかみ町議会。

以上であります。

議員各位におかれましては、ご賢察の上ご理解を賜り、議決をいただきますようお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

議長（小野章一君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

本案についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて本案の質疑を終結いたします。

ここで、町長前田善成君より、本案に対する弁明はありませんか。

前田善成君。

町長前田善成君に対する不信任決議案について、町長前田善成君から弁明の申し出がありますが、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、町長前田善成君の発言を許可いたします。

町長前田善成君。

町長（前田善成君） 5月10日開催された臨時議会において、皆さんから辞職勧告のほうの全会一致で議決をいただいたことについては、重く受けとめさせていただいています。

また、その際にもお話をさせていただきましたが、自分の軽率な行動により、町民の皆さんにご迷惑をかけたということは、十分反省させていただきながら、町政の中で皆さんにお返しをしていきたいということもお話させていただきました。

また、ブログで一方的にお話をさせていただいているというようなお話もありましたが、捜査に入っている状況もありましたので、それについてどこまで話していいか、悪いかというところもありました。

そんな中で、私は、報道各社の皆さんにもお話ししましたが、十分事実関係のほうを調査していただきまして、その行動、また前後、そういったものをしっかり調査していただければ、その中で私が犯罪的なもの、またセクハラ的なものに当たるようなそういった行動はしていないということは判明できると思っておりますので、その辺のところも十分調査していただいたならば、こういうことにはならなかったと思っていますので、またそういった中で、相手の女性の方がもしそういうことであれば、十分反省させていただきたいというようなお話もさせていただいています。

そういった中で、私自身は、まだこの町の中でいろいろな部分、無駄を省いて住民の生活に十分生かした予算配分、そういったものをこれからも行っていきたいと思っていますので、その辺のところを配慮していただきながら、こういった不信任についての私からの

答弁とさせていただきたいと思っています。

議長（小野章一君） お諮りいたします。

本案につきましては、委員会の付託を省略する旨の説明がありましたので、委員会の付託を省略することについてを起立により採決いたします。

本案について、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野章一君） 起立多数であります。

よって、本案について、委員会の付託を省略することについては、可決されました。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

林誠行君。

（12番 林 誠行君登壇）

12番（林 誠行君） 12番林誠行です。

ただいまの町長のセクハラ行為に対する不信任動議に反対の立場で発言させていただきます。

5月10日に出された辞職勧告決議にも「セクハラ疑惑」とあります。このまま疑惑のまま不信任決議を可決することは、町民から負託された議会の取るべき道ではないと考えます。

しかし、私は、セクハラ問題をこのまま容認するものではありません。議会として真実を究明することを目的として、百条調査権が与えられています。この百条委員会や特別委員会を設置して早急に事実関係を明らかにし解明する、町民に知らせることは、議会として本来の役割だと考えます。

以上を申し上げ、この不信任動議には反対させていただきます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

栗原一郎君。

（6番 栗原一郎君登壇）

6番（栗原一郎君） 6番栗原一郎でございます。

私、栗原一郎は、今回提出の不信任決議案には反対の立場で討論をさせていただきます。

理由は、昨年10月の町長選の結果、町長として7カ月余り経過しましたが、その間に、前町長の政策の見直しや町民の目線による改革や不必要な税金の使途があるのか、ないのか、調査が端緒についたところであり、1つ例を挙げれば、温泉施設「遊神館」の所有地内にごみ焼却炉施設と思われる建造物が地元業者により建てられていたことは、水道課長の一存とは思えない。誰が許可したのか。また、監督官庁の許認可は済んでいるのか。そして、地域住民の方々への説明がなされたとは思えない。このような疑念を招く町民不在の政策を黙認することはできない。

そのためには、前田町政のかじ取りをもう少し長い目で見守り、是は是、非は非として判断する議員としての活動をしていくために、今回提出の不信任決議案に反対申し上げます。

以上でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

戸田君。

（「議長、反対やったら賛成、反対やったら賛成じゃないとまずいでしょ」「原案に遠いものからやって順番にやっていくんだと思うんですけども、その辺を整理してください」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

山田庄一君。

（15番 山田庄一君登壇）

15番（山田庄一君） 町長前田善成君に対する不信任決議の動議に賛成の立場から討論をします。

昨年の10月15日、多くの町民の指示をいただく中で、ジャンプをしながら初当選の喜びをあらわしていた前田町長の姿は、今でも忘れることができません。5,779票という多くの町民の皆さんの期待と町民の生活が第一という公約の実現に向けた自分自身への期待を胸に、10月31日の初登庁から7カ月、よもや町長の不信任決議に対する賛成討論をするとは夢にも思いませんでした。

4月18日、団体との懇親会の二次会の席での出来事、町長のブログよれば、「目と目が合って……何々した」などと、まるで昔の映画のワンシーンのような話が今回の騒動の発端でした。4月18日と言えば、町の議会議員選挙の2日目ということで、大変厳しい選挙の真っただ中であり、各候補者が町民の皆様へまちづくりへの思いを必死で訴え、支持をお願いしているときでした。

5月2日、議員懇談会の日々のマスコミ報道を契機として、この問題が拡大していき、議会としても情報の収集や町の現状の把握に努め、町幹部の町長への説得や課長会の悲壮な決意を持った行動に対する町長の対応、議会全員協議会での質疑の中で、自身の言葉で語ろうとせず、説明にもならないブログ発言など、町長としての説明責任や問題意識が希薄であり、職員との信頼関係崩壊などによる町業務の停滞や対外的な信頼を損ねたことによる町のイメージダウン、ブランド力の低下を招いている現状は、ゆゆしき問題であり、多くの議員が同じ思いを共有する中で5月10日の臨時議会において辞職勧告決議案が全会一致をもって可決されました。

議会が問題としたのは、発端となったセクハラ問題はもちろんのこと、町民に蔓延している不信感や混乱等を真摯に受けとめていない町長の姿勢でした。辞職勧告決議が全会一致で可決されたにもかかわらず、重く受けとめるという言葉だけで軽く流している態度は、町民の審判を仰ぎ、負託を受けた議員の判断を愚弄するものであり、辞職勧告にとどめた議会の思いを議論のすりかえに導こうとする今の町長は、トップとしての責任のかけらも感じられず、もはや看過できない状況であります。

本来なら、5月、6月は、町の事業遂行のために各課との協議が行われる重要な時期なのに、町長と打ち合わせが進まないなど、政策的な業務に支障を来していること、セクハラ町長という不名誉な呼ばれ方のため、小学生の修学旅行でみなかみ町の名前を隠したいという情けない話も聞きました。全て、町長の軽率な行動が起因となっており、一刻も早

く解決に向けた町長の真つ当な判断が必要です。

町民の生活が第一。町民に寄り添った政治を掲げて当選した前田町長には、無駄なことを考えない勇気ある決断を望み、議員各位におかれましては、町長の座右の銘であります「情けは人のために非ず」の精神で、今、みなかみ町の議員として何をなすべきかということをも最優先に賢明な判断をお願いしたいと思います。

町長前田善成君に対する不信任決議の動議に対し、以上をもって賛成討論とします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 次に、反対討論の発言を許します。

17番戸田君。

（17番 戸田宣男君登壇）

17番（戸田宣男君） 17番戸田宣男です。

ここに上程された町長に対する不信任決議案動議に反対の立場で討論をさせていただきます。

この提案理由は、4月18日の町長の起因で町政が停滞した。その責任は取るべきことではありますが、端緒は調査中であり、いまだはっきりしないのも現状です。そして、私がつぶさに町内を見て回りますと、私の見方ですが、聞いた大ざっぱな責任論は、この事象だけで万死に値するか。いや、疑問符のついた進行中の事象ゆえ、時間的猶予を与えるべきと。そして、軽率な行為をわび、信頼回復に努め、町民の負託に応えよとさまざまな意見が交わされております。どれが本当だかわかりません。ゆっくり吟味して我々議会人として、その責を果たすべきものと私は考えます。

一般論として、三者三様の処し方はごく当然で、それぞれ一理あると思います。この間に辞職勧告案が出され、再三辞職が促され、役場内外も少し平常さを欠きます。そして、こんな頑固な姿勢は、無念さなのか、それとも前田町長の無常観なのか、どこにあるのか、彼のみぞ知る。謹んで間断なご配慮で時間的余裕を与えていただき、あらゆる角度から皆さんで調査・研究し、吟味すべきものと私は考えております。

そして、時間をいただいて、まず町民のおわびに出てください。そして、前田町長、町民の目線に立ってフランクにゆっくり丁寧に説明して、趣旨を述べてください。そして、町民の心の声を聞き取ってください。また、前田町長、庁内外の職員に対して、誠心誠意わびてください。そして、職員の力を借りて出直して、元気なみなかみ町を再生しようではありませんか。

職員の皆さん、若い町長に手を貸してください。そして、執行部の課長さん、この若い人を事実関係がはっきりするなら叱咤激励して、公務に欠くようでしたら、お前何で行かないんだ、堂々と人前に行って挨拶せよと、課長諸君にお願いする次第でございます。

そして、時間的制約下でこの状況が前進できない、または少なくとも前進できる、そして前進の兆しをつかんでください。そして、町長は、利あらずして名馬すいが走ってくれません。そのときは、みずからまいた種はみずからの手で刈り取ってください。それが当然です。清く職を辞するの男の花道だよ。

こんなような趣旨を述べました。このような状況下でありますので、時間的猶予を与え

てくださいという願いでこの不信任案には反対されたく、議員諸侯の賛同を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

7番高橋久美子君。

（7番 高橋久美子君登壇）

7番（高橋久美子君） 7番高橋久美子。

町長の不信任決議案動議に対し、賛成の立場から討論するものです。

町長は、公式におわびの文章を発表しています。「プライベートなこととはいえ、今回の騒動の全ては、私個人の振る舞いに起因するものであります」とあり、「その責は私個人にあり、軽率な行為については深く反省しています」とあり、事実を認めていらっしゃる。

その上で、公務に支障を来す可能性もあるとしながら、ブログで報告しているのですが、既にこの問題報道以降、本来であれば、議員選挙もあり、行政も腰を据え町長を中心に施策について真剣に討議・検討を重ねるべきこのときであります。それとできないなどの言葉も聞かれます。そして、公式行事においても町長には遠慮してもらいたいと、このようにさまざまの面から公務に支障を来しています。そもそも町長がセクハラ疑惑で報道されるような軽率な行動を取らなければ、こんなことにはならず、町政停滞の原因は町長ご自身にあります。

また、ブログでは、町長前田さんと個人前田さんと縦分けの見解を示されていますが、問題が公務の時間内であれ、時間外であれ、政治家、町長として、前田さんとして問われるのは当然であり、縦分けること自体が不可解であります。町長のブログ2で報道内容と事実が異なるとの説明から、当日の振る舞いを事細かに描写された記述がされていましたが、一方的なことであり、相手の女性の立場はどうなるのでしょうか。町民の幸せを第一に公約を掲げた町長の行為とは信じがたいです。

町長として、町政に対する理想も町を発展させる立派な構想もお持ちで、それをまさに実現するために公職に就かれたことと思います。しかし、一般的に高潔な政治は高潔な振る舞いからしか生まれたいと言われるとおり、疑惑の報道がなされた町長対し、町民の信頼は失われております。

聞くところによりますと、不信任案が可決されれば、議会を解散すると公言されているようですが、問われているのは町長ご自身の軽率な行動の何物でもありません。議会・議員に対するものでもありません。全てはご自身の行動から起因していることで、どんな理屈をつけようが、みなかみ町の顔として責任を取れるのは町長お一人だけです。それを議会を解散して信を問うというのは筋が通りません。そのような行動を取られたときには、町長を信じて投票をされた5,779人の信頼は裏切られて、政治の不信につながるのではないのでしょうか。潔くみずから職を辞し、町民の方に思うところがあれば再度町長選に挑戦され、町民の信を問うというのが筋ではないのでしょうか。

これまで議会として辞職勧告決議をしましたが、ご本人が決断されないため、この不信

任決議案に賛成するものでございます。

以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

議長（小野章一君） 次に、反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

ありませんので、これにて討議を終結いたします。

これより、町長前田善成君に対する不信任決議案についてを起立により採決いたします。

本案については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とする特別多数議決となります。この特別多数議決の場合、議長にも表決権があることを申し添えます。

ただいま出席議員は18名であり、その4分の3は14人であります。

本案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野章一君） 起立者を確認いたしますので、起立のまましばらくお待ちください。

着席ください。

起立者12名で4分の3未満であります。

よって、町長前田善成君に対する不信任決議案については、否決されました。

（「議長」の声あり）

議長（小野章一君） 5番本多公保君。

5番（本多公保君） 前田町長、ただいまの審議、非常に大変残念な結果になりましたが、私も賛成をいたしました。いろいろ前田町長提案の議案が待っておりますけれども、不信任を受けた町長の提案された議題に審査するつもりはございませんので、私はこれで退席いたします。

議長（小野章一君） 暫時休憩いたします。

（ 9時39分 休憩）

（11時08分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2 会期の決定

（「議長」の声あり）

議長（小野章一君） 5番本多公保君。

5番（本多公保君） 先ほど、町長に対して不信任決議案が提出されました。これは非常に重大なことであります。

よって、審議しないつもりでありましたが、早急に処理しなければならない案件もありますし、また町政の混乱を避けるために、議長さんの説得を受け入れ、審議に応ずることといたしました。

よって、不信任決議というのは、非常に大事なことでありますので、会期を本日1日限りとして行いたいと思いますので、お諮りください。

(「賛成」の声あり)

議長(小野章一君) 今、5番本多公保君から、会期について提案がありましたので、お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(小野章一君) 異議がございましたので、起立により採決をさせていただきます。

ただいまの日程につきまして、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(小野章一君) 起立多数であります。

よって、会期を本日1日限りといたします。

日程第3 議長諸報告

議長(小野章一君) 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の報告をいたします。

閉会中とはいえ、大変多くの諸行事があり、副議長を初め各委員長、各委員の参加をお願いをいたしましてご協力いただきましたことを申し添えます。

5月21日、午後2時30分より、利根郡議長会総会が開催されまして、役員の改選がございました。会長に昭和村の加藤生議長が選任され、副会長に川場村の飯塚貞次議長、幹事に片品村の星野栄二議長と私が選任されました。

5月28日には、全国町村議会議長会による平成30年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムにおいて開催され、町村議会特別表彰の表彰式並びに町村議会のあり方についての中間報告等が行われました。

5月31日から6月1日の1泊2日の日程で、みなかみ町におきまして、群馬県町村議会議長会による臨時総会及び町村議会議長・事務局長研修会が開催され、「議長の役割と責務」と題した講演等がございました。

6月3日に開催された群馬県消防協会利根沼田支部消防ポンプ操法競技会では、日ごろの練習の成果を発揮され、小型ポンプの部で第7分団が第3位、ポンプ車の部で第2分団が第2位、第8分団が第5位に入賞されました。さらに、第2分団におかれましては、来る群馬県消防ポンプ操法競技大会に出場する予定でありますので、団員皆様のさらなるご活躍を期待するものであります。

その他の日程は、議会事務局で閲覧されるようお願い申し上げます。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 発議第7号 議員派遣の件について

議長（小野章一君） 日程第4、発議第7号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

〔巻末 参考資料〕

日程第5 報告第2号 平成29年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成29年度みなかみ町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

報告第4号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長（小野章一君） 日程第5、報告第2号、平成29年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、一括して報告の説明を求めます。

町長前田善成君。

（町長 前田善成君登壇）

町長（前田善成君） 報告第2号、みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告まで一括して説明いたします。

初めに、報告第2号でございますが、平成29年度から30年度へ繰越明許費として繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

繰越事業費19事業、事業費6億1,290万5,000円となりました。

事由別に申し上げますと、第1に、補助対象者の事情により繰り越したものが8款土木費、耐震改修等事業であります。

第2に、事業関係者等との協議または調整等に不測の日数を要したため繰り越したものが、2款総務費の公用車整備事業たくみの里道の駅周辺整備事業の2事業。8款土木費の道路台帳等統合整備事業から狹隘道路拡幅整備事業までの13事業。9款消防費の消防水利整備事業、10款教育費のグラウンドゴルフ整備事業、11款災害復旧費の土木施設災害復旧事業、合わせて18事業であります。

次に、報告第3号でございます。地方公共企業法施行令第18条2第1項の規定によりご報告申し上げますので、猿ヶ京浄水場建設工事における翌年度通次繰越額3,754万4,000円であります。いずれもやむを得ない事情により繰り越したものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

続きまして、報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてご説明いたします。

平成29年度事業概要であります。保有用地の事業収益の特別養護老人ホーム西嶺の郷用地について、土地の一部の代金394万5,452円を精算いたしました。うらの郷につきましては、3区画、1,291万1,600円を販売いたしました。

決算の状況ですが、損益計算書をごらんください。事業収益から事業原価を差し引いた事業総利益は5万4,548円、販売費及び一般管理費54万9,494円を事業総利益から差し引いた事業損失は49万4,946円でした。町からの運営費補助金を含めた事業外収益142万1,219円から借入金に対する支払利息等である事業外費用94万5,285円を差し引き事業損失を合わせ、経常損失が1万9,012円となり、最終の当期純損失が同額の1万9,012円でありました。

次に、貸借対照表をごらんください。資産の部は、流動資産のみであります。資産合計は1億7,341万1,706円です。負債の部では、負債合計は1億3,546万2,600円であり、流動負債の短期借入金のみであります。資本の部ですが、基本財産の500万円と前期繰越準備金3,296万8,118円と当期純損失1万9,012円を合わせ、資本合計は3,794万9,106円になり、負債資本合計は1億7,341万1,706円となりました。

以上、土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で報告第2号、平成29年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまでを終わります。

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（小野章一君） 日程第6、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長前田善成君。

（町長 前田善成君登壇）

町長（前田善成君） 諮問第2号及び諮問第3号について、いずれも人権擁護委員候補者の推薦に関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第2号についてご説明いたします。

現在、人権擁護委員として平成27年10月よりご活躍いただいておりますみなかみ町綱子321番地の1、平原文雄さんが平成30年9月30日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員候補者の推薦依頼が来ております。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号についてでございます。

人権擁護委員として平成27年10月よりご活躍いただいておりますみなかみ町荒巻1482番地の林耕平さんが同じく平成30年9月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員候補者の推薦依頼が来ております。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

お二人とも人格、識見に優れ、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより諮問第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

次に、諮問第3号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第3号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより諮問第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

議長（小野章一君） これより諮問第3号について討論に入ります。

まず、反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて諮問第3号の討論を終結いたします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第36号 みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第7、議案第36号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長前田善成君。

(町長 前田善成君登壇)

町長(前田善成君) 議案第36号についてご説明申し上げます。

介護保険法施行規則の改正により、主任介護支援専門員の定義が変更となり、主任介護支援専門員研修を終了後、5年ごとに主任介護支援専門員更新研修の修了が必要となったことから、関係条文を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

これより議案第36号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第36号討論を終結いたします。

議案第36号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号 平成30年度消防団員活動服購入事業の購入契約締結について

議 長（小野章一君） 日程第8、議案第37号、平成30年度消防団員活動服購入事業の購入契約締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長前田善成君。

（町長 前田善成君登壇）

町 長（前田善成君） 議案第37号についてご説明申し上げます。

本件は、平成30年度消防団員活動服購入事業の購入契約を締結するものであります。

平成30年5月10日に指名競争入札を執行した結果、1,487万1,600円でみなかみ町月夜野333番地、みなかみ町繊維販売業協同組合代表理事杉木彦樹が落札いたしました。当該者を契約の相手方とし、購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第37号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

林誠行君。

12番（林 誠行君） 指名競争入札ということですので、入札価格、入札者等、最低価格等ありましたらお願いいたします。

議 長（小野章一君） 総務課長。

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

最低価格はありませんので、予定価格ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

予定価格は1,524万円です。消費税抜きでございます。

それと、指名業者並びに入札金額については、順不同、敬称略、それと金額につきましては消費税抜きということでご説明を申し上げます。

みなかみ町繊維販売業協同組合、1,377万円。温井自動車工業株式会社、1,422万円。星野総合商事株式会社、1,518万円。株式会社佐藤工業所、1,644万円でございます。

以上でございます。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

これより議案第37号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第37号討論を終結いたします。

議案第37号、平成30年度消防団員活動服購入事業の購入契約締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、平成30年度消防団員活動服購入事業の購入契約締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第38号 グラウンドゴルフ場整備工事請負契約締結について

議長（小野章一君） 日程第9、議案第38号、グラウンドゴルフ場整備工事請負契約締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長前田善成君。

（町長 前田善成君登壇）

町長（前田善成君） 議案第38号についてご説明申し上げます。

本件は、グラウンドゴルフ場整備工事の請負契約を締結するものであります。平成30年5月11日に条件つき一般競争入札を執行した結果、7,334万円でみなかみ町後閑84番地の3、増田建設株式会社代表取締役社長増田安永が落札いたしました。当該者を契約の相手方として工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第38号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

戸田君。

17番（戸田宣男君） 比較的年齢の高い層のグラウンドゴルフというのは、日本でも最大の競技人口を誇っております。そして、競技の中で、場所によっては、土ですよ、人工芝ですよ、そして芝ですよと、そういう用途によって非常に競技性の難易度が違います。それで、ここに今度できるコートというのは、全て土ということですか、3面で。できれば、競技性

の非常に高いもので、集落から全国大会までありますので、1面ぐらいは、急ぎませんけれども、人工芝、芝なりにかえてやったほうが健康保持と皆様の迫力を持って練習なさるんではないかと思って、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（小野章一君） 総務課長。

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

このグラウンドゴルフ場につきましては、8ホールの3コースですが、全て1面で8ホールの3コースを取りますので、途中一部のコースを人工芝あるいは芝にするということとはなかなか工事的にも難しいということと、予算につきましても、人工芝を想定して予算を計上してございません。工事につきましても、クレイ舗装の仕上げということで、グラウンドゴルフ協会の役員との協議の中で、そういった形のクレイ舗装の仕上げということで協議が整って進めているものでございますので、このグラウンドゴルフ場を人工芝化することは考えておりません。

議長（小野章一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） このグラウンドゴルフ場、これから整備が始まると思うんですけども、共用開始はいつごろになるのか、また、この管理運営はどこの部署がやるのか、ちょっとお聞かせいただければと。自由勝手に入っているのかも含めてお願いします。

議長（小野章一君） 総務課長。

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

工事につきましては、年内の完成を目指しているところでございます。

ただ、気象条件等不測の事態が生じた場合には、3月までということもあり得ると思いますので、その辺は流動的になるかと思っております。

それから、管理につきましては、社会体育施設という形で教育委員会のほうに引き継がせていただくということになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（小野章一君） よろしいですか。

中島議員。

13番（中島信義君） 今、多分、現状では自由に入れる場所なんですけれども、要するに、近所の人にはそこに自由に入ってそこで練習なりそういうのをしている状況なのかもお願いします。

議長（小野章一君） 総務課長。

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

周りを全てフェンスで囲うようなことは考えておりませんので、実際には自由に出入りができるという形になろうかと思えます。

議長（小野章一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

林誠行君。

12番(林 誠行君) ここについても条件つき一般競争入札ということですので、予定価格、入札者、金額等をお願いいたします。

議長(小野章一君) 総務課長。

総務課長(原澤志利君) お答えいたします。

金額につきましては消費税抜きという形でございます。まず、予定価格でございますが、6,866万円でございます。

続きまして、業者名、入札金額、順不同、敬称略、同じく消費税は抜いております。増田建設株式会社、6,800万円。杉木土建株式会社、6,820万円。木村建設株式会社、6,835万円。須田建設株式会社、6,850万円。木内建設株式会社、6,870万円。清滝建設株式会社、6,900万円。

以上でございます。

議長(小野章一君) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

これより議案第38号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第38号討論を終結いたします。

議案第38号、グラウンドゴルフ場整備工事請負契約締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、グラウンドゴルフ場整備工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第39号 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について

議長(小野章一君) 日程第10、議案第39号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長前田善成君。

(町長 前田善成君登壇)

町 長（前田善成君） 議案第39号、みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ901万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億6,901万2,000円とするものです。

歳出補正につきましては、2款総務費、1項総務管理費509万円の増額は、研修職員用宿舍借り上げ料210万円、コミュニティ助成金事業200万円、友好都市交流事業99万円であります。友好都市交流事業は、かねてから交流を重ねている取手市との間で、総務省の委託事業として都市農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業が採択となったものです。

3款民生費、2項児童福祉費260万2,000円の増額は、体育着購入支援事業として、ことし中学1年生になった生徒全員にウインドブレーカーを無償配布するものです。

7款商工費、2項観光費132万円の増額は、観光用公衆トイレ維持管理事業で、故障による水上インターチェンジ前公衆トイレの加圧給水ポンプの交換です。

続いて、財源となる歳入補正ですが、国庫支出金74万5,000円の増額は、子供の農村漁村交流推進モデル事業委託金です。繰入金617万7,000円の増額は、財政調整基金繰入金です。諸収入209万円の増額は、魅力あるコミュニティ助成事業助成金が主なものです。

以上が一般会計の補正概要です。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（小野章一君） 町長の提案説明が終了しましたので、これより議案第39号についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

石坂君。

10番（石坂 武君） 5ページの7款商工費ですけれども、公衆用トイレの維持管理事業ということで、これについては、現状、長期間使用ができない状況になっておりますけれども、これが通った場合に、いづろ完成というか、使えるようになるかまず教えてください。

議 長（小野章一君） 観光商工課長。

観光商工課長（宮崎育雄君） トイレの供用開始については、8月中旬を予定しております。

以上でございます。

議 長（小野章一君） 石坂君。

10番（石坂 武君） できれば早いうちに、夏休み等もあるというようなことの中でお願いできればと思うんですけれども、それはお願いということと、それとあと現状、夜あそこを通ってみますと、こうこうと明かりがついております。それ間違っているとまってしまうようなこともあるかと思うんですが、その辺は確認ができているのか、ちょっと教えてください。

議 長（小野章一君） 観光商工課長。

観光商工課長（宮崎育雄君） お答えします。

今、使用できない状況なんですけれども、防犯上、明かりをつけておいたほうがいいだ

ろうということでそういう対応をさせていただいております。

以上です。

議長（小野章一君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） この石坂議員がおっしゃった観光トイレ、もう数カ月使用不可ということで、私もあそこの道路を何回も通るんですけども、あそこへ車がとまって行くと、ドアのところまで行って張り紙がわかるというような状況になっています。やはり観光地として、もう少しそういったお客さんに対してのサービスと言うんですかね、ここから先は入っちゃだめですよとかという言い方はおかしいんですけども、使えませんと。そういう表示があってもよいのかなということと、いつからいつまで使えないというのがちょっとわかりませんが、もう自分の知る限りでは3カ月、4カ月は多分使用不可という状態が続いていると思います。

例えばの話、この金額ならば、もう少し早く使用可能にできるような状況下というのはなかったんでしょうか。お願いします。

議長（小野章一君） 観光商工課長。

観光商工課長（宮崎育雄君） 今回の使用休止という理由は、やはりポンプの故障でございまして、このポンプについては、発注してから製作期間がかかるということもございまして、実は、事前にメーカーのほうに用意をお願いをしております、この予算が通過した後は、スムーズになるべく早く交換ができるようなそういう手続をしております、あくまでもその製造に時間がかかるということで延びてしまっているような状況でございます。

議長（小野章一君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

これより議案第39号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程の追加について

議 長（小野章一君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査・調査の申出及び字句等の整理委任についてを日程に追加し、審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査の申出及び字句等の整理委任についてを日程に追加し、審議することを決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（11時46分 休憩）

（11時49分 再開）

議 長（小野章一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第2 閉会中の継続審査・調査申出について

議 長（小野章一君） 追加日程第2、閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下、各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

追加日程第3 字句等の整理委任について

議 長（小野章一君） 追加日程第3、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45号の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

閉 会

議 長(小野章一君) 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

これにて平成30年第3回6月みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(11時51分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年6月5日

みなかみ町議会議長 林 喜 美 雄

署 名 議 員 2 番 田 村 か つ 子

署 名 議 員 1 1 番 小 林 洋